

お知らせ

令和6年度診療報酬改定により、

2024年10月から

患者さんが先発医薬品を希望すると、
自己負担額が増加します。
(+選定療養費)

※当院の院内処方においては銘柄の希望は出来ません

選定療養費について

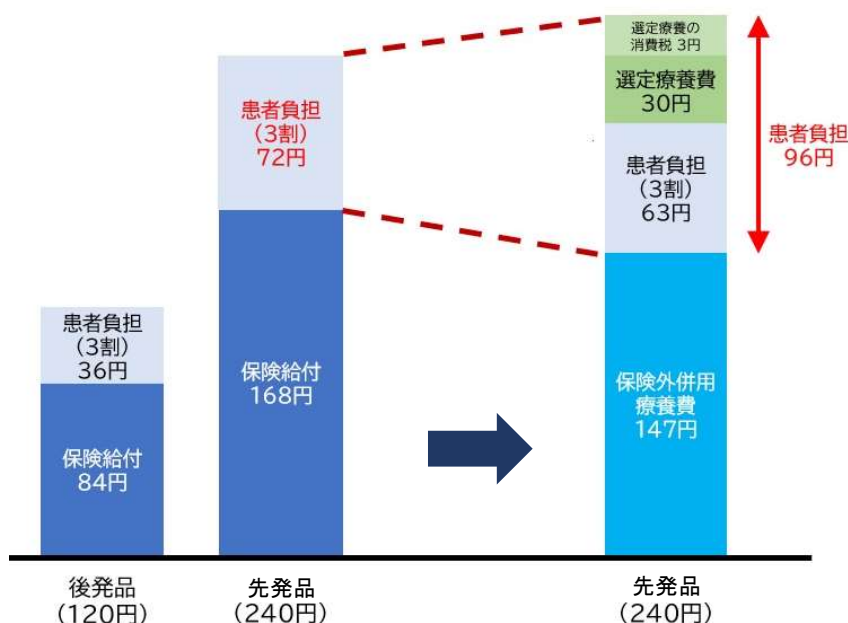
対象となる先発医薬品において、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さんが自己負担する仕組みが、2024年10月よりスタートします。

- ・予め定められた後発医薬品のある先発医薬品が対象です。
- ・医療上必要と判断され処方・調剤された先発医薬品は対象外です。
患者さまのご事情で先発医薬品をご希望される場合はご相談ください。
- ・薬局での在庫不足等、やむを得ず先発医薬品を調剤する場合は対象外です。
- ・選定療養費の計算額は、先発医薬品と後発医薬品(最高価格帯)の差額のうち、4分の1相当です。※点数計算による端数処理で誤差が発生します。
- ・選定療養費は課税対象のため、消費税が上乗せされます。
- ・公費負担等の自己負担が無い患者さまも対象です。

自己負担額(保険適用自己負担額および選定療養費)の計算例

例) 3割負担の患者さんの場合

(先発医薬品薬価 240円、後発医薬品薬価(最高価格帯) 120円)



2024年9月まで	
保険適用 自己負担額	72円



2024年10月以降	
保険適用 自己負担額	63円
選定療養費 (税込)	33円

96円

自己負担額が24円増加します

※2024年6月27日時点の情報に基づいて解釈し、計算しています。
今後の新情報により、内容変更される可能性があります
のでご注意ください。

H C ナレッジ合同会社作成